

# 今後の検討の進め方

※本資料は、第23回社会保障審議会年金部会（平成26年8月20日開催）  
において了承されたもの。

# これまでの経緯

# 1. 社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯

○ 平成16年改正による年金財政フレームが完成するとともに、社会経済状態の変化に対応した社会保障のセーフティネット機能の強化に着手。あわせて、長期的な持続可能性とセーフティネット機能の強化のための残された課題が整理された。

## 社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○ 「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・ 年金額の特例水準の解消
- ・ 低所得者等の年金加算
- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 受給資格期間の短縮
- ・ 産休期間中の保険料免除
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・ 被用者年金の一元化

○ 「引き続き検討する」とされた事項

- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ マクロ経済スライドの検討
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 標準報酬上限の見直し
- ・ 支給開始年齢引き上げの検討

提出

### 国年法等改正法案(2月10日提出)

- ・ 交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・ 年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

### 年金機能強化法案(3月30日提出)

- ・ 低所得者等の年金額の加算
  - ・ 高所得者の年金額の調整
  - ・ 交付国債の償還
- 削除
- ・ 消費税込による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
  - ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年)
  - ・ 産休期間中の社会保険料免除
  - ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大
  - ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大

代替措置

一部修正

提出

### 被用者年金一元化法案(4月13日提出)

- ・ 厚生年金と共済年金の一元化

## 成立した法律

### 国年法等改正法成立(11月16日)

- ・ 年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・ 年金額の特例水準の解消

### 年金生活者給付金法成立(11月16日)

- ・ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

### 年金機能強化法成立(8月10日)

- ・ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・ 産休期間中の社会保険料免除
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大

### 被用者年金一元化法成立(8月10日)

### ○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

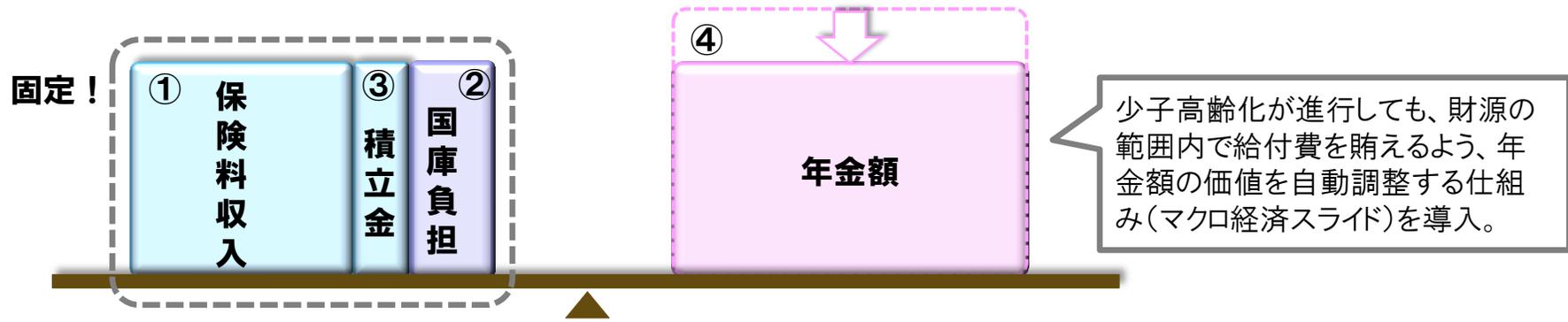
- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

### ○ 一体改革大綱記載の検討事項

- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ マクロ経済スライドの検討
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 標準報酬上限の見直し
- ・ 支給開始年齢引き上げの検討

# 2. 社会保障・税一体改革関連法の成立による平成16年改正財政フレームの完成

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：

・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)	厚生年金17.120%(平成25年9月～)
・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ)	国民年金15,250円(平成26年4月～)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

# 3. 社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた年金制度の検討課題

## 1 マクロ経済スライドの見直し

- デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動具合によっては、マクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得る。他方で、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準は相対的に高く維持。
- 仮に、将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、マクロ経済スライドの在り方について検討を行うことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。

## 2 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要。適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要。

## 3 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 2009年の財政検証で年金制度の持続可能性が確認。また、2025年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上。直ちに具体的な見直しを行う環境にはなく、中長期的な課題。
- この際には、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など、幅広い観点からの検討が必要となることから、検討作業については速やかに開始しておく必要。
- 高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が、多くの先進諸国で実施。日本の将来を展望しても、65歳平均余命は更に4年程度伸長し、高齢者の労働力率の上昇も必要。
- 2004年改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に給付総額が規定されているため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない。
- したがって、今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、一人一人の人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題として検討されるべき。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給との組合せについて、他の先進諸国で取り組まれている改革のねらいや具体的な内容も考慮して議論を進めていくことが必要。

## 4 高所得者の年金給付の見直し

- 世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべき。また、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべき。

## 4. 社会保障制度改革プログラム法に規定された公的年金制度の検討課題

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

↑  
長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化する観点から社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた4つの課題が規定された

# 5. 年金関連4法成立以降の公的年金制度の検討課題

《一体改革関連法の検討過程で俎上に上った  
検討課題》

[以下の課題については社会保障制度改革プログラム法に規定]

○マクロ経済スライドの  
在り方

○短時間労働者に対する  
社会保険の適用拡大

○高齢期の就労と年金受  
給の在り方

○高所得者の年金受給の  
在り方及び年金課税の在  
り方の見直し

・ 第3号被保険者制度  
の見直し

・ 在職老齢年金制度  
の見直し

・ 標準報酬上限  
の見直し

《機能強化法附則に規定された検討課題》

- ・ 第1号被保険者の産前産後期間の  
保険料免除
- ・ 短時間労働者に対する社会保険の  
適用拡大(再掲)
- ・ 高所得者の年金額の調整(再掲)

《機能強化法の施行過程で課題となった  
検討課題》

- ・ 遺族年金制度の在り方  
(第3号被保険者制度の在り方と  
あわせて検討)

## 6. 政府の経済財政運営方針等と年金制度①

### ○ 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）

＜第3章 経済再生と財政健全化の好循環、2(1)社会保障改革＞

年金については、マクロ経済スライドを着実に実施するとともに、財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方や企業年金の活用促進等について検討する。国民年金保険料の納付率向上や厚生年金保険の適用促進に向けて、取組を推進する。

### ○ 日本再興戦略 改訂2014 ―未来への挑戦―（平成26年6月24日閣議決定）

＜第二 3つのアクションプラン、一 日本産業再興プラン、2-2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用、(3)新たに講ずべき具体的施策、i)女性の活躍推進＞

#### ①働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

#### ・社会保障制度について

社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

## 6. 政府の経済財政運営方針等と年金制度②

＜第二 3つのアクションプラン、一 日本産業再興プラン、5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等、(3)新たに講ずべき具体的施策、i)金融・資本市場の活性化＞

### ③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等(マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等)について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

＜第二 3つのアクションプラン、一 日本産業再興プラン、5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等、(3)新たに講ずべき具体的施策、ii)公的・準公的資金の運用等の見直し＞

また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずはフォーワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制の整備や、報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

## 7. 平成26年財政検証結果、オプション試算結果の総括

### 今回の財政検証を行うに当たっての基本的なスタンス

幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかを幅広く示すことで、何が年金制度にとって重要なファクターなのか、持続可能性や年金水準確保のためにどのような対応があり得るかなど、様々な議論のベースとなるものを提示



日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

# 今後の検討課題

# 1. 公的年金に関する検討課題

## (①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討課題)

<財政検証結果の総括>

日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

《年金を支える経済社会の発展への寄与  
(特に労働参加の促進)の観点から取り組むべき課題》

- 短時間労働者への社会保険の適用拡大  
→労働参加の促進に向けて、多様な働き方が実現できる環境整備。
- 第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し  
→女性の活躍促進、働き方改革を進める中で、共働き世帯が一般的であることを前提とした制度設計。
- 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除  
→出産により就労できない産前産後期間への配慮。
- 高齢期の就労と年金受給の在り方、  
在職老齢年金の見直し  
→高齢期の就労の促進に向けて、就労インセンティブを高める観点からの制度設計。

等

《持続可能性の強化とセーフティネット機能  
の強化の観点から取り組むべき課題》

- マクロ経済スライドの在り方  
→賃金・物価の伸びが低いケースにおいて、持続可能性を高め、将来の受給者の年金水準を確保。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大【再掲】  
→短時間労働者に被用者としてふさわしい保障を確保。また、自営業者は国民年金、被用者は厚生年金で保障することを基本とすることで、財政が安定(特に基礎年金水準の確保)。
- 高齢期の就労と年金受給の在り方【再掲】  
→就労期間と社会保険料拠出期間の延長、個々人の就労と年金受給の選択の幅の拡大を通じて、年金給付水準を確保。

等11

# 1. 公的年金に関する検討課題 (②GPIFのガバナンス体制についての検討課題)

「日本再興戦略」改訂2014 (平成26年6月24日閣議決定)(概要)

基本ポートフォリオ見直しとあわせ、**ガバナンス体制の強化を図る必要**

→ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、  
(中略) **資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関する**ことに加え、**年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討**を行う

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)

- 中期目標管理型の法人とする。
- 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。
- 高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。
- なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議提言(平成25年11月20日)(概要)

- 大臣は理事長等の任命責任を負い、当該運用機関は大臣に受託者責任を負うという前提の下、自主性や創意工夫を十分に発揮し得る体制とすべき。
- 資金運用の重要な方針等については、利益相反にも配慮した常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制により実質的な決定を行う体制が望ましい。
- 運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要であり、報酬体系の見直しを含めた対策が不可欠。
- 公的年金については、保険料拠出者である労使の意思が働くガバナンス体制が求められる。

## 2. 企業年金制度等に関する検討課題

### 《課題設定の視点》

○ 老後所得保障の柱である公的年金制度は中長期の給付水準調整を予定。また、働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要。

○ 諸外国でも、公的年金制度の財政的課題や働き方の多様化に対応し、公的年金と私的年金とを組み合わせることで老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う流れ。

※ OECD等の統計では、一定以上の加入率がある私的年金制度はいわば公的年金に準ずる所得保障の制度として、その両者を合わせた形で制度的な保障の水準が示されている。

○ 我が国の企業年金等については、こうした視点をベースに、企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の見直し等を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応すべく、全体的な見直しを行う時期。

※ 企業年金2法(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)の成立から10年以上が経過し、当時とは社会経済情勢や企業の労使を取り巻く状況が大きく変化。

### 《検討課題》

#### I 企業年金等の普及・拡大

##### ① 一般企業向けの取組

→DB・DC制度間のイコールフットイングの確保等

##### ② 中小企業向けの取組

→中小企業の負担を軽減した新たな仕組み等

#### II ニーズの多様化への対応

##### ① 柔軟で弾力的な制度設計

→DB・DC両制度の特徴を併有する制度設計等

##### ② ライフコースの多様化への対応

→ポータビリティの拡充、個人型DCの適用範囲等

#### III ガバナンスの確保

#### IV その他

##### ① 現行制度の改善

→個々人のニーズ等を踏まえた適切なDCの運用資産選択に資する措置等

##### ② 公的年金制度や税制等との関係



### 3. 年金制度をめぐる検討の視点(総括)

#### 公的年金に関する検討

#### ①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討

##### <視点>

- 年金を支える経済社会の発展への寄与(特に労働参加の促進)の観点
- 持続可能性の強化とセーフティネット機能の強化の観点

⇒財政検証結果、オプション試算結果を踏まえて、上記の観点から、各検討課題について、改革内容を検討(年金部会において議論)

#### ②GPIFのガバナンス体制についての検討

##### <視点>

- 資金運用の観点からの提言を踏まえ、年金制度等の観点から検討の必要性

⇒上記の観点から、今後の法改正の必要性も含め、ガバナンス体制の強化について検討(年金部会において議論)

#### 企業年金制度等に関する検討

##### <視点>

- 公的年金制度における中長期的な給付水準調整
- 働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みの必要性
- 企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の見直し等

⇒これらを踏まえた全体的な見直しを検討(企業年金部会において議論)

## 4. 年金部会の検討スケジュール

平成26年 9月	<p>公的年金に関する検討課題</p> <p>①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討課題</p> <p>②GPIFのガバナンス体制についての検討課題</p>	<p>企業年金制度等に関する検討課題</p>
	<p>年金部会において議論</p> <p>※月2回程度開催し、検討課題について一通り議論</p>	<p>企業年金部会において議論</p> <p>※月1回ないし2回程度開催し、検討課題について順次議論</p>
11月	<p>※必要に応じて、合同会議を開催</p>	
12月	<p>部会における議論の整理(年内目途)</p>	

<参考:年金関連4法に関する今後の主な施行スケジュール(予定)>

### ○平成27年10月

- ・受給資格期間の短縮(25年→10年) (※)
- ・福祉的給付金制度の創設 (※)
- ・被用者年金の一元化

(※)消費税10%引上げ時の財源を充てることとしているもの

### ○平成28年10月

- ・短時間労働者への社会保険の適用拡大

※施行後3年以内(~平成31年9月末)に検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを実施。